

令和7年度

紀美野町創業支援事業補助金

問い合わせ先 紀美野町産業課

TEL 073-489-5901

Mail [sangyo@town.kimino.lg.jp](mailto:sangyo@town.kimino.lg.jp)

紀美野町

## 1. 目的

紀美野町において創業を行う者に対し、その経費の一部を補助することにより、本町における事業活動を促進し、地域経済の活性化及び雇用の場の創出に資することを目的とします。

## 2. 補助対象事業

町内に新たに事業所等を開設する事業（事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。）または既存事業の拡大等に係る事業（既に事業を営んでいる個人又は法人が、現在の業種と異なる業種に属する事業を開始すること又は現在の業種と同じ業種に属する事業の拡大等を実施することをいう。）で、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

- (1) 表1（補助対象外となる業種）に定める業種に該当しないこと。
- (2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- (4) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- (5) 国、県、公益法人等が交付する補助金等の対象事業でないこと。
- (6) 個人が行う事業にあつては、新たに開始する事業に対する出資の総額が2,000万円を超えないこと。
- (7) 法人が行う事業にあつては、新たに設立する法人の資本金の額が2,000万円を超えないこと。

## 3. 補助対象者

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、次のすべての要件を満たす必要があります。
  - (ア) 個人にあつては、事業完了までに町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本町の住民基本台帳に記録されていること。法人にあつては、事業完了までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
  - (イ) 町内に事業所を設置する予定の者。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。

(ウ) 紀美野町創業支援事業計画に基づき、紀美野町商工会又は日本政策金融公庫にて個別相談を行い、特定創業支援事業を受けた者。

(エ) 市町村税の滞納がない者。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者になることができません。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者。

(イ) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体。

(ウ) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体。

(エ) その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者。

表1(補助対象外となる業種)

|  |
|--|
| 農業   |
| 林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)   |
| 漁業   |
| 金融業・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)  |
| 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所  |
| 娯楽業、サービス業等のうち以下のもの   |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業 |
| 易断所、観相業、相場案内業  |
| 競輪・競馬等の競走場、競技団   |
| 芸妓業、芸妓幹旋業  |

|                                   |
|-----------------------------------|
| 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業           |
| 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。） |
| 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）       |
| 宗教                                |
| 政治・経済・文化団体                        |

## 4. 補助限度額及び補助率等

(1) 新規創業（事業を営んでいない個人または法人が新たに事業を開始する場合）

■補助限度額 70 万円

■補助率 3分の2以内（1,000円未満は切り捨て）

■補助対象期間 交付決定日から創業後6か月を経過しない日まで

(2) 2次創業（現在の業種と異なる業種に属する事業を開始する場合）

■補助限度額 70 万円

■補助率 3分の2以内（1,000円未満は切り捨て）

■補助対象期間 交付決定日から創業後6か月を経過しない日まで

(3) 事業拡大（現在の業種と同じ業種に属する事業の拡大等を実施する場合）

■補助限度額 50 万円

■補助率 3分の2以内（1,000円未満は切り捨て）

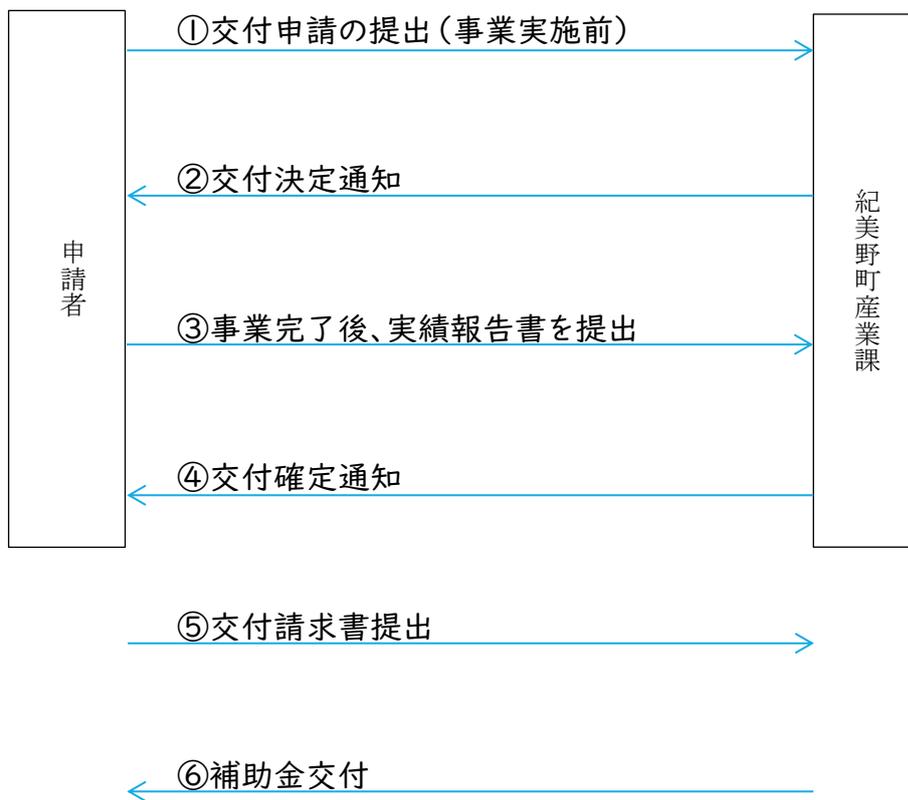
■補助対象期間 交付決定日から創業後6か月を経過しない日まで

※ただし、上記(1)~(3)のいずれも予算の範囲内となります。

## 5. 申請締切

随時。ただし、予算が無くなり次第受付を終了します。

## 6. 事業（手続き）の流れ



## 7. 申込み時の提出書類

補助事業の申請をしようとする事業者は次の書類を提出してください。

- 補助金交付申請書 (様式第1号)
- 紀美野町創業支援事業計画書 (様式第2号)
- 紀美野町商工会又は日本政策金融公庫が確認を行った紀美野町創業支援事業に係る確認書 (様式第3号)
- 収支予算書
- 市町村税の滞納がないことの証明書
- 誓約書
- 対象経費の見積書等の金額がわかるもの

※申請には創業支援事業に係る確認書 (様式第3号)が必要となるため、事前に紀美野町商工会等へご相談願います。

## 8. 補助対象経費

- ①事業所等借入費(最大6か月分、敷金、礼金、保証金、共益費は除く。)
- ②事業所等予定物件の改修・改装に係る費用
- ③設備購入費(汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物は除く。)
- ④創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用(登録免許税、定款認証料、収入印紙代等は除く。)
- ⑤広報費(パンフレットの印刷、ダイレクトメールの郵送料の実費(切手の購入代金は除く。)等)
- ⑥その他創業に必要な費用

## 9. その他留意事項

- ・補助金の交付を受けた補助事業者が補助事業完了後5年未満で事業所等を町外へ移転する場合には、補助金を全額返還する必要があります。
- ・複数年度にわたる計画については補助対象となりません。必ず年度内に完了する計画としてください。
- ・経費の計上は、交付決定日以降に発注したもので、補助対象期間内に発生した経費が対象になります。
- ・事業内容又は経費の配分に変更がある場合、もしくは本補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に承認を受ける必要があります。なお、軽微な変更の場合は、承認の必要はありません。
- ・補助事業完了後5年未満で補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受ける必要があります。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加額が50万円未満のものは、この限りではありません。

### 【お問い合わせ】

紀美野町産業課 商工担当者

TEL:073-489-5901

FAX:073-489-2510

Mail:sangyo@town.kimino.lg.jp